



(例)

整理番号

徴収猶予申請書

南三陸町長 殿

地方税法第15条の2第1項の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

申請者: 法人が申請する場合は、代表者の住所、役職、氏名を法人の所在地や名称の下に併せて記載してください。...

1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします。)
Table with columns: 住所所在地, 氏名称, 申請年月日, 納付又は納入すべき税 (年度, 税目, 納期限, 税額, 納付書番号等, 猶予を希望する期間)

納付又は納入すべき税: 徴収猶予を申請するときに、猶予を受けようとするものを記載してください。また、年度及び税目やいずれかの欄に、併せて期別を記載していただいてもかまいません。

2 猶予事情等 (書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。)

(1) 一時に納付できない事情等
例1 宿泊業を営んでいるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、旅行客が著しく減少している。
例2 飲食業を営んでいるが、××年××月××日に起こった地震の被害を受け、店舗が半壊してしまった。
(1) 担保提供の有無
① 本件徴収猶予申請に際し、担保を提供することが 出来る 出来ない
② 担保を提供することができない場合、その理由 担保提供することができる財産がないため。

一時に納付できない事情等: 納付困難に至った経緯や、現状について詳しく記入してください。単に『納付資金がないため』などの簡潔な事情のみ記入された場合は、申請書の補正を指導する場合があります。

担保提供の有無: 原則として担保を提供する必要がありますが、担保提供できる財産がない場合や、猶予申請する税額が僅少である場合などは、担保の提供が不要となる場合があります。

※職員記入欄
 事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳等)
 聴取
税理士署名押印
印
電話番号
税理士法第30条の書面提出有

税理士署名押印: 税理士による代理申請の場合に記載してください。納税者本人が作成される場合は、記載不要です。

(3) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (6か月分)	3,000,000	円	+	今後6か月間に予定されて いる臨時支出等の額	300,000	円	
				=	当面の支出見込額 (①)	3,300,000	円

当面の支出見込額(①): 当面の運転資金等(6か月分)と、今後6か月間に予定されている臨時支出等の額を合計したものを記載してください。なお、運転資金等については、算出のための根拠資料等の提出を求める場合がありますので、ご協力ください。

(4) 現金・預貯金残高

職員記入欄 一時納付・納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等) 聴取

	金額		金額	現金・預貯金の 合計(②)	300,000	円
現金	100,000	円	預貯金	200,000	円	

現金・預貯金の合計(②): 申請日時点での現金と預貯金残高を合計したものを記載してください。

(5) 納付可能金額

② (現金・預貯金残高) - ① (当面の支出見込額) = 納付可能金額(③) 0 円
(マイナスの場合は0)

納付可能金額(③): 先に計算した現金・預貯金の合計(②)から、当面の支出見込額①を差し引いた金額を記載してください。

(6) 猶予を受けようとする金額

納付・納入すべき税		(③) 納付可能金額		猶予額	
1,000,000	円	0	円	1,000,000	円

猶予額: 表面に記載した税額から、上記で算出された納付可能金額を差し引いた金額を記載してください。なお、納付可能金額が算出された場合は、猶予申請に合わせて納付してください。納付可能金額が算出されていない場合は、猶予申請が棄却される場合があります。

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せて希望する場合)

この申請が許可されなかった場合(※)は、他の猶予制度(換価の猶予)の適用を希望します。
 ※ 例えば、収入の減少率が低いときはこの申請は許可されませんが、他の猶予制度(換価の猶予)により猶予を受けられる場合がありますので、職員から他の猶予制度についてご案内します。

その他の猶予申請: チェックボックスはあくまで猶予制度の希望欄であり、当然にこれだけで他の猶予制度が適用されるわけではありませんので、ご注意ください。
 また、適用される猶予制度によっては、延滞金の一部しか免除されない場合もありますので、詳しくは職員にお問い合わせください。

《「収入の減少」とは…》

事業をされている方の収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となる場合があります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となる場合があります。

なお、事業と関係の無い収入の減少などについては、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

・ 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。

※ 本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。